

鳥羽市監査委員告示 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 8 日

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 奥 村 敦

記

随 時 監 査（ 施 設 監 査 ）

1. 監査基準

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号（以下「法」という。））第 198 条の 4 第 1 項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日鳥羽市監査委員告示第 2 号）

2. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による監査（鳥羽市監査基準第 7 条第 1 号）

3. 監査の対象

- (1) 施設名 鳥羽市民体育館（サブアリーナ）
- (2) 住 所 鳥羽市大明東町 4 番 8 号
- (3) 構 造 鉄骨造（S 造）
- (4) 階 数 2 階建（一部 3 階建）
- (5) 建築面積 1,339.95 m²
- (6) 延床面積 2,006.66 m²

4. 監査の着眼点

施設の設置及び設計、施工は目的に適したものとなっているか、また、今後の管理運営についてどのように発揮できるかを主眼とした。

5. 監査の実施内容

担当課から説明を聴取するとともに施設を実査した。

6. 監査の結果

上記1号から5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて事務が法令に適合し、正確に行われているとともに、監査の対象となった施設は、設置目的に沿って施工等が行われているものと認められた。

7. 監査の所見

施設の目的は、スポーツ施設としての強化とともに、文化的なものを含めた生涯学習の拠点として活用することで、そのために指定管理を導入し、単に体育館の管理をするだけでなく、生涯学習の実施事業についても行う予定である。

建設面では、ユニバーサルデザインに適合する建物で、音楽発表会等の文化施設の機能を有するために移動観覧席の設置をし、健康増進という観点から、2階にトレーニング室を設置した。また、屋外でのイベント等もでき、にぎわいを作り出すため、サブアリーナの東側に屋外ステージを設け、前を芝生広場にする予定である。

これらのことから、施設の設置及び設計、施工は目的に適しており、また、今後の管理運営について、概ね良好に計画されているものと判断できる。